

平成27年度 入札監視委員会議事概要

海上自衛隊大湊地方隊

| | | |
|---|--|---|
| 開催日及び場所 | 平成27年6月4日(木) 北海道防衛局 4F 共用会議室 | |
| 委員 | 阿座上委員長(地域経済研究所 理事長) 木下委員(公認会計士) 津田委員(弁護士) | |
| 審議対象期間 | 平成26年4月1日～平成27年3月31日 | |
| 審議対象件数 | 1,097件 | |
| 1 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について) | | |
| 抽出件数 | 総件数8件 | (審議概要) ・海上自衛隊担当者から、契約状況の説明 ・対象件数より抽出した8件の概要について 担当者が説明後、委員による審議 |
| 一般競争 | 5件 | |
| 指名競争 | 0件 | |
| 随意契約 | 3件 | |
| ○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等 | 意見・質問 | 回答 |
| | <p>【抽出案件：函館基地隊】</p> <p>[役務：松前警備所発動発電機N-PU-150-1号機定期修理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の同種役務の入札参加者は1者だけか。 ・一般競争とせず公募とした理由は。 <p>[委託：食器類洗浄作業等及び清掃作業等の委託]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の契約金額及び予定価格が年度によって異なっているがなぜか。 ・一般競争契約とした理由は。 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期修理を数年に1度実施しており、過去の同種調達の入札参加者は1者である。 ・当該機器の製造会社との技術的な連携等が必要であり、当該機器の検査・整備に必要な体制・能力等を有することなどを確認する必要があるためである。他に作業能力のある応募者がいる場合は、複数者による競争入札を行うこととなる。 ・労務単価の変動によるものである。 ・予定価格が百万円を超えるため一般競争契約としたものである。 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>[委託：自家用電気工作物管理業務委託（北海道地区）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が100%となったのはなぜか。 ・過去の入札において（財）北海道電気保安協会が参加しているが、工事でいう事業組合に該当するののか。 ・過去において大田見電気管理事務所が入札に参加しているが、今年度参加していない理由は。 ・平成25年度までに毎年契約していた業者が今年度の入札に参加せず、平成25年度まで入札に参加していなかった業者が今年度入札に参加してきたのはなぜか。 <p>[売買：レーザープリンター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約とした理由は。 ・見積合わせを4者で行っているが、なぜか。 ・落札率が100%となったのはなぜか。 <p>[役務：ビルジの処理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊で処理できないののか。 ・過去の予定価格と比較して金額が異なっているのはなぜか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・過去の契約金額、予定価格及び業者からの見積りを基に予定価格を算定しており、業者の入札額が偶然同じだったものである。 ・一法人であり、事業組合には該当しない。 ・廃業したためである。 ・例年契約していた業者が廃業したため、他の業者を探し、新しい業者に見積りを依頼したものであるが、過去については不明である。 ・百六十万円を超えない財産を買い入れることから、少額随契とすることが可能であるためである。 ・随意契約であっても複数者に見積を依頼しているものである。 ・最も安価な業者見積りを基に算定したためと考えられる。 ・産業廃棄物の処分であることから業者に依頼しているものである。 ・掃海艇の行動等によりビルジの量が異なるためである。 |
|--|---|--|

| | | |
|---------------------------|---|---|
| | <p>【抽出案件：稚内基地分遣隊】</p> <p>[委託：食器洗淨及び食堂清掃作業等の委託]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松前警備所及び余市防備隊における同作業の委託と比べ契約金額が低いのはなぜか。 ・函館基地隊及び余市防備隊における確定契約と違い単価契約を行っているのはなぜか。 ・単価契約とは、作業実績分のみを支払うということか。 <p>【抽出案件：余市防備隊】</p> <p>[委託：食器洗淨作業等及び清掃作業等の委託]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の契約業者が同じ業者であるがなぜか。また、例年入札に参加していた業者が今年度参加していないのはなぜか。 ・随意契約とすることができないのか。 ・履行期間を短くして金額を小さくし、随意契約とすることはできないか。 <p>[工事：防波堤投光器電源ケーブル等補修工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・質問なし。 | <ul style="list-style-type: none"> ・部隊規模及び作業時間が異なるためである。 ・総作業日数が確定していなかったため、総価契約でなく単価契約としたものである。 ・そうである。 <ul style="list-style-type: none"> ・例年入札に参加していた業者は今年度から食器洗淨業務から撤退したと聞いている。なお、過去の契約業者が同じ業者であることについては、入札の結果であり不明である。 ・予定価格が百万円を超えるため一般競争契約としたものである。 ・1年を通じて実施する作業であり、長期契約の方が経済的及び効率的であることから、履行期間を1年間としている。 |
| <p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 | |